

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

石川町長 首藤 剛太郎

市町村名 (市町村コード)	石川町 (07501)
地域名 (地域内農業集落名)	沢田地区 (鳥内集落、新屋敷集落、大池集落、赤羽集落、竹柄集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月13日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、水稻、トマト、ニラ等の野菜やリンゴ等の果樹類が栽培され、町内で最も農業が盛んな地区であり、農業者の平均年齢も64歳で他地区より若く、水田については、認定農業者等にある程度集積・集約化されている。一方、畑地や樹園地については、一部遊休地もみられ、現在の耕作者で、今後も農地を維持していくことは、困難であることが想定されるため、園芸作物の作付けを志向する農業者の確保・育成が課題である。
【地域の基礎データ】 農業者:200人 主な作物:水稻、リンゴ、トマト、ニラ、ブロッコリー

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻については、段階的に認定農業者等へ集積・集約化を進める。リンゴ、トマト、ニラ、ブロッコリーについては、現在の栽培農家のほかに、後継者を含む新たな新規就農者を地区内外から積極的に受け入れを行い、栽培面積を拡大し、農業者の所得の安定化を図り、併せて畑地・樹園地の遊休防止と有効利用に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	541 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	541 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興区域内の農用地及びその周辺の農業用施設用地を、農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者等への団地面積の拡大及び農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地を農地中間管理機構に貸し付け、認定農業者等の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
地区内の新屋敷、赤羽地区のおおよその水田では、基盤整備事業が既の実施されて、農地の集積等がしやすい環境にあるが、新屋敷地区の畑地は、排水が悪く区画も不成形で利便性が低いことから、ほ場の整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農業普及所や市町村、JAと連携し、地域内外で開催される新規就農相談会へ積極的に参加するなどして、多様な担い手の確保・育成に努めるとともに栽培技術の支援や農地のあっせんなど相談から定着まで切れ目ない取り組みを行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内での農作業効率を高めるため、水稻の病虫害防除作業については、JAに委託することとし、また、田の畦畔の草刈り等については、状況に応じてJA法人やシルバー人材センターへの委託をする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地区の山際の農地については、イノシシによる被害も発生していることから、拡大しないよう電気柵を設置するとともに、目撃や被害情報を地域で共有し、速やかな対応体制を構築する。②水稻の減農薬、減化学肥料栽培に積極的に取り組む。③農作業の効率化を図るためスマート農業の導入を検討する。⑤リンゴ等果樹更新に伴う苗木を導入する。⑦条件不利農地については、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金の活用により保全・管理等を行う。⑧認定農業者等の経営状況を踏まえ、新たな農業用施設の導入を検討する。⑨飼料作物(稲WCS)を地域の畜産農家に供給し、家畜排せつ由来堆肥は、水稻栽培農家に供給する。